

令和元年度 随意契約理由書

(単位:円)

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
例規執務サポートシステム使用許諾及び業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R6.3.31	(株)ぎょうせい	東京都江東区新木場1-18-11	6,972,300(5年間)	総務課
		随意契約時の選定理由			
		既存の導入業者と契約することにより、機器導入時の作業工数の抑制、情報セキュリティ対策、障害発生時の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)また、契約期間は5年間の長期契約。(明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号該当)			
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約	自 R1.10.30 ～ 至 R2.3.31	中間貯蔵・環境安全事業(株)	北海道室蘭市仲町14-7	3,172,400	総務課
		随意契約時の選定理由			
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物は特別管理産業廃棄物に位置づけられており、処理請負業者が限定されているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
就業管理システム改修	自 R2.2.6 ～ 至 R2.3.31	セコム上信越(株)	新潟県新潟市中央区新光町1-10	1,600,588	総務課
		随意契約時の選定理由			
		出退勤の管理(就業管理)と庁舎施錠の管理(セキュリティ)が一体となっているため、既存の導入業者と契約することにより、改修工事費用が最小限に抑えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
共通投票所構築に係る当日投票システムWeb版	自 R1.6.1 ～ 至 R1.7.20	(株)ムサシ北関東支店	埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2	4,870,800	総務課
		随意契約時の選定理由			
		既存の導入業者と契約することにより、構築費用が最小限に抑えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
医療用マスク購入	自 R2.3.27 ～ 至 R2.3.31	(株)邑楽館林まちづくり	明和町新里250番地1	19,250,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		新型コロナウイルスの流行に伴い、マスクが品薄となり入手困難な状況となっている中、緊急対策として大量のマスクを調達できる購入先が限られるため、競争入札に付することが困難である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			
令和元年度 災害備蓄品等購入	自 R1.12.6 ～ 至 R2.2.14	星野総合商事(株)	前橋市日吉町4丁目36番地の1	4,173,728	総務課
		随意契約時の選定理由			
		令和元年10月12～13日に上陸した台風19号の影響から、2,848人が町内避難所へ避難し、町の備蓄食糧及び備品等の多くを消費した。また、いつ災害が発生するかわからないことから、備えに緊急を要する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
平成31年度 明和町役場庁舎 設備機器保守点検業務	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	(株)神寛	館林市松原二丁目6番26号	2,970,000	企画財政課
		随意契約時の選定理由			
		庁舎の空調の保守は(株)神寛が行っており、同社はその構造・使用を熟知している。よって、同社以外の者から役務の提供を受けることは十分な便益を享受することができない。したがって、本業務は、同社が唯一の相手方であり、地方自治法施行令第167条の2により、その性質又は目的が競争入札に適さないため。			
地方税電子申告支援サービスの利用	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	(株)TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	2,014,320	税務課
		随意契約時の選定理由			
		近隣で利用サービスを提供している事業者が当該業者だけのため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
平成31年度町税賦課等に関する電算処理業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	8,338,800	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町住民情報の委託業者のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
固定資産課税客体調査業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	(株)パスコ群馬支店	高崎市栄町14-5	4,620,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している当該業者が最も効率的で、適切、確実に履行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
令和3基準年度の固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価実施業務委託	自 R1.8.8 ～ 至 R2.3.31	(公社)群馬県不動産鑑定士協会	前橋市紅雲町1-7-12住宅公社ビル3階	2,530,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		群馬県の全市町村が、(公社)群馬県不動産協会と契約しているため、令和3年度評価替えにおける資産価格の変動、地域間の調整等において信頼性があり、適正で均衡のとれた価格に見直すことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借	自 H31.4.1 ～ 至 R6.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	8,359,200	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムの契約満了に伴い更新するものである。既存の導入業者と契約することにより、機器導入費用の削減、情報セキュリティ対策、障害発生時の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの) また、契約期間は5年間の長期継続契約とする。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条)			
住民基本台帳ネットワークシステム保守業務	自 H31.4.1 ～ 至 R6.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	5,938,920	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		システムの保守に係るものであるため競争入札には適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの) また、契約期間は、システム賃貸借契約に伴い5年間の長期継続契約とする。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条)			
令和元年度オンライン資格確認等の導入に伴うシステム改修業務	自 R2.2.28 ～ 至 R2.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,090,000	健康づくり課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステム(G. Be_U)の改修は、契約業者が唯一の相手であり、その目的が競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
介護保険料徴収に関する電算処理業務	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,475,436	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムを使用しており、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
平成31年度ふれあいセンタースズカケ夜間受付業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	(有)クリーンシア	明和町大佐貫556番地	1,200円/時間+消費税の出来高年間見込額1,810,500円+消費税	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
平成31年度ふれあいセンターポプラ夜間受付業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	(有)クリーンシア	明和町大佐貫556番地	1,200円/時間+消費税の出来高年間見込額1,810,500円+消費税	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
平成31年度生活支援体制整備事業業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	社会福祉法人明和町社会福祉協議会	明和町新里311番地3	1,872,000	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、その性格上、業務内容が著しく公共性・公益性が高いものであり、選定業者以外履行できないものであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和元年度農地耕作条件改善事業(明和6地区)請負及び出来高設計業務委託	自 R1.8.1 ～ 至 R2.3.31	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町二丁目6番地4	924,000	産業振興課
		随意契約時の選定理由			
		農業農村整備における補助事業は、農水省が示している土地改良事業設計基準に基づき、設計することとなっている。 この設計基準を用いて、農林水産省(国)が開発した補助版標準積算システム(リーザ)は、土地改良事業団体が維持管理を行い、稼働している。 民間コンサルタントは当該システム(リーザ)を入手し、使用することが出来ないため、積算することが困難であり、仮に積算基準をまた別のシステムに入れ替える作業を行うとなると、相当のコスト(人件費)がかかり、設計費が高くなる。 よって、当該業務を他業者は請け負うことが出来ず、群馬県土地改良事業団体連合会に委託することで、精度の高い成果品が期待され、またコスト削減につながるため。 なお、当該業者は平成29年度においては、当該事業における用地測量を、平成30年度では請負・出来高設計を受注しており、現場の状況を把握しているため、迅速かつ正確な設計が期待される。 ○特命随意契約締結の根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(目的が競争入札に適しないもの)			
平成31年度 単独公共 谷田川堤防等占用箇所 除草業務委託	自 H31.4.19 ～ 至 R1.11.29	(有)司建設	明和町中谷100番地	7,150,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、町管理部分を除いた大部分が、館林土木事務所によって発注されており、同区間を同時期に施工することとなる。別々の業者にて実施した場合、施工時期のずれや施工範囲の拡大が生じるおそれがある。そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで無用な工期の遅延を避け、安全で円滑な施工を実施するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
平成31年度 単独公共 利根川堤防等占用箇所 除草業務委託	自 H31.4.19 ～ 至 R1.11.29	河本工業(株)	館林市北成島町2544番地	1,529,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、町管理部分を除いた大部分が、国土交通省利根川上流河川事務所によって発注されており、同区間を同時期に施工することとなる。別々の業者にて実施した場合、施工時期のずれや施工範囲の拡大が生じるおそれがある。そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで無用な工期の遅延を避け、安全で円滑な施工を実施するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
令和元年度 単独公共 水路整備工事	自 R1.6.14 ～ 至 R1.9.30	(有)司建設	明和町中谷100番地	1,728,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本水路は素掘りの水路であり、現状は水路機能を失っていることから、排水利用者が自費により塩ビ管を敷設し対応している。昨今、本水路の北側で宅地化が進んでいることから、本水路周辺の生活環境の向上と人口増加に繋げるためにも早急に水路整備工事を実施する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和元年度 農地耕作条件改善事業 明和9(大輪)地区 請負及び出来高設計業務委託	自 R1.8.9 ～ 至 R2.3.31	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町二丁目6番地4	1,353,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		農林水産省(国)が開発した補助版標準積算システム(リーザ)で設計積算する必要がある、土地改良事業団体連合会以外では本システムの使用が出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項該当)			
令和元年度 単独公共 町道3-405号外1線 用地測量業務委託	自 R1.10.8 ～ 至 R1.12.20	三陽技術コンサルタンツ(株)	前橋市天川大島三丁目8番地の3	2,365,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		昨年度に本路線の測量業務及び道路詳細設計業務を受注している業者である。本業務においても現場を熟知している三陽技術コンサルタンツ(株)に業務を委託することで円滑な業務進行が図られること、また質の高い成果品が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
令和元年度 単独公共 町道3-405号外1線(分割2号)杭打設工事	自 R2.2.10 ～ 至 R2.3.27	(株)徳川組	邑楽町大字赤堀1111番地	4,180,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線の道路改良工事を(株)徳川組が請負っており、本工事は道路改良工事と密接に関連する工事である事から。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
令和元年度 単独公共 町道3-405号外1線(分割3号)杭打設工事	自 R2.2.10 ～ 至 R2.3.27	(有)司建設	明和町中谷100番地	5,940,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線の道路改良工事を(有)司建設が請負っており、本工事は道路改良工事と密接に関連する工事である事から。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
令和元年度 単独公共 町道1-226号外1線 測量設計業務委託	自 R1.11.26 ～ 至 R2.3.27	(有)島崎測量設計	館林市広内町1番1号	7,480,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		小規模な生活道路改良の測量設計ということで、同種の実績があり、町内の土地状況を十分に把握している業者であれば、正確な業務成果と安価な委託費用の両方が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和元年度 単独公共 町道1-226号外1線 物件調査業務委託	自 R2.3.17 ～ 至 R2.9.30	(株)GIS関東群馬支社	館林市上三林町1652番地2	1,870,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		同種の実績があり、町内の土地状況を十分に把握している業者であれば、正確な業務成果と安価な委託費用の両方が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和元年度 単独公共 町道3-281号線 測量設計調査業務委託	自 R1.11.1 ～ 至 R2.3.27	晃和測量設(株)	館林市赤土町857-2	1,760,000(当初)	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		小規模な生活道路改良の測量設計ということで、同種の実績があり、町内の土地状況を十分に把握している業者であれば、正確な業務成果と安価な委託費用の両方が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和元年度 単独公共 河川占用道路 測量設計調査業務委託	自 R1.11.1 ～ 至 R2.3.27	東毛測量設計(株)	館林市西高根町20-6	4,620,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		小規模な生活道路改良の測量設計ということで、同種の実績があり、町内の土地状況を十分に把握している業者であれば、正確な業務成果と安価な委託費用の両方が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和元年度 単独公共 ふる さとの広場Cゾーンテニスコート 補修工事	自 R1.6.21 ～ 至 R1.8.31	奥アンツーカ(株)東京支店	東京都台東区三筋1丁目10番4号	4,741,200	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		複数業者へ参考見積を徴したところ、明らかに著しく有利な価格で契約を締結することができると見込まれるため。また、過去ふるさとの広場テニスコート補修工事を行った業者であり、迅速かつ的確な補修工事が期待出来るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
令和元年度 単独公共 第三 工業団地内調整池 浚渫業務 委託	自 R2.2.21 ～ 至 R2.3.31	(有)司建設	明和町中谷100番地	1,958,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		公共工事の実績があり、町内企業であるため現場の状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和元年度 単独公共 第三工業団地内調整池 除草業務委託	自 R1.10.24 ～ 至 R1.12.13	(有)司建設	明和町中谷100番地	3,014,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		公共工事の実績があり、町内企業であるため現場の状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			
令和元年度 単独公共 町道16号外6線 区画線設置工事	自 R1.7.8 ～ 至 R1.9.30	(株)佐野建材	邑楽町中野944-1	2,484,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		幹線道路同士を結ぶ道路や小中学校の通学路になっている道路であり、自動車の往来や経年劣化等により、区画線が薄くなっていたり消えてしまったりと大変危険な状態になっていることから、迅速な施工が必要なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			
令和元年度 単独公共 町道63号線 補償金算定業務委託	自 R1.7.8 ～ 至 R1.9.30	(株)高崎測量	高崎市日高町580	7,172,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、工場の補償金算定であり建物のほか機械設備等の算定も含むことから、町内での実績に加え調査人員が豊富な企業規模である上記の業者を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和元年度 単独公共 町道63号線 物件補償調査業務委託	自 R1.7.8 ～ 至 R1.9.30	(株)高崎測量	高崎市日高町580	8,470,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本路線において昨年度の補償調査業務委託を受注しており、引き続き今年度も算定業務を受注している。よって、現地の状況に熟知しており、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な成果と安価な委託費用の両方が見込めるため上記の業者を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和元年度 単独公共 町道払い下げに伴う埋設管撤去工事	自 R1.7.31 ～ 至 R1.9.30	(株)徳川組	邑楽町大字赤堀1111番地	3,672,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は、町道をJA邑楽館林(明和支所)へ払い下げるにあって、町道内の埋設管を撤去する工事である。JA邑楽館林との協議により、来所者の安全確保を踏まえ、JA明和支所の2期工事(駐車場工事)に合わせて埋設管を撤去することになり、今回、JAの2期工事が発注されたことから早急に必要な実施する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和元年度 単独公共 町道19号線 測量設計業務委託	自 R2.1.7 ～ 至 R2.3.27	(有)北村測量設計	館林市大街道一丁目7番31号	2,772,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、平成29年度に(有)北村測量設計が受注した測量設計業務の成果物を修正する業務である。そのため、現地の土地状況を十分に把握しており、正確な業務成果と安価な委託費用の両方が見込めるため、上記業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
平成31年度 単独公共 川俣駅自由通路維持管理業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	東武ビルマネジメント(株)	東京都墨田区押上1丁目1番2号	2,337,058	都市建設課 企業立地推進室
		随意契約時の選定理由			
		東武鉄道のグループ企業として、東武線沿線の建物管理実績が多数あり、川俣駅舎及び自由通路においても所有区分が東武鉄道と明和町になっていることから駅舎との一体管理による費用軽減が見込まれ、作業内容についても円滑な対応ができるため。 また、東武鉄道より認定証の交付を受けている企業であることから、架線での緊急時・障害発生時の対応が可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
平成31年度 単独公共 川俣駅自由通路エレベーター保守点検業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	三菱電機ビルテクノサービス(株)関越支社	埼玉県さいたま市大宮区仲町1-110	1,386,480	都市建設課 企業立地推進室
		随意契約時の選定理由			
		遠隔監視システムやエレベーターの仕様について熟知しており、緊急時や故障時において部品調達等迅速かつ適正な業務が期待できる。さらに、エレベーター設置業者が保守点検業務を担うことで、設備が故障した場合には責任の所在が明確になり、費用が抑えられるため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
令和元年度 明和町公共下水道事業 明和水質浄化センター沈殿槽掻寄機更新修繕	自 R1.9.5 ～ 至 R1.11.25	環境システム(株)	前橋市荻窪町785番地6	2,310,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		明和水質浄化センターの維持管理業者で機械設備等修繕の実績もあり、迅速な対応が可能な業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			
令和元年度 明和町公共下水道事業 明和水質浄化センター脱水機増設工事	自 R1.6.7 ～ 至 R1.9.20	(株)鶴見製作所	東京都台東区台東一丁目33番8号	4,276,800	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は当該業者製で特殊仕様の物品であり、契約先が特定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
平成31年度 明和町公共下水道事業 明和水質浄化センター監視制御装置更新修繕	自 H31.4.18 ～ 至 R1.8.30	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	埼玉県さいたま市中央区新都心4-1	4,212,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は平成30年度から2カ年による更新修繕計画であり、平成30年度においては、当該業者と契約しており、継続事業のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成31年度 単独公共 下水道台帳システム更新・保守業務委託	自 H31.4.1 ～ 至 R2.3.31	オリジナル設計(株)	高崎市江木町338番地4号	1,485,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該システムの製造業者以外では、更新・保守を行うことが困難であり、業者が特定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修業務委託	自 R1.9.26 ～ 至 R2.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,750,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		住民基本台帳ネットワークシステム(G.Be_U)の改修となり、システムを開発した株式会社両毛システムズでなければシステム改修を実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和元年度 単独公共 明和町立明和東小学校北校舎屋上防水改修工事	自 R2.3.2 ～ 至 R2.3.31	荒井建設(株)	明和町大佐貫687番地	9,680,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		北校舎屋上の防水シートが経年劣化により、強風の影響を受けて全体的に破損してしまい、3階の3つの教室で雨漏りが発生した。上記業者には児童の安全と早急な復旧を図るために屋上の仮修繕業務を依頼しており、現場を熟知している上記業者に防水改修工事も併せて依頼することにより、工事期間の短縮と工事費用の節減ができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			
明和こども園空調設備室外機修繕工事	自 R2.2.26 ～ 至 R2.3.16	荒井建設(株)	明和町大佐貫687番地	2,178,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		令和2年1月下旬、最寒冷期に園の空調設備(暖房)室外機が経年劣化等により故障したため、園児の寒冷対策として緊急修理して暖房を使用する必要があり、業者発注・工事完成まで時間が係る競争入札は適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
明和町B&G海洋センター トイレ洋式化改修工事	自 R1.11.12 ～ 至 R2.1.31	島田設備工業(有)	明和町南大島1454-1	1,639,000	生涯学習課
		随意契約時の選定理由			
		契約実績のある業者へ下見積を徴したが、その後、設計に際し町内業者にあたったところ、入札に付すより著しく安価な契約が見込めたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
明和町B&G海洋センター 採暖室修繕	自 R1.11.22 ～ 至 R1.12.27	荒井建設(株)	明和町大佐貫687	2,145,000	生涯学習課
		随意契約時の選定理由			
		本修繕工事は、当センター運営に緊急を要するため、建物の状態を把握した業者による施工が望ましい。 当該業者は、当施設の施設修繕や改修に実績があり、センターの状態を理解しているため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
明和町B&G海洋センター 遠赤外線暖房機修繕	自 R1.9.1 ～ 至 R1.9.20	日精オーバル(株)	東京都新宿区西新宿7-16-7	8,316,000	生涯学習課
		随意契約時の選定理由			
		本修繕工事は、当センターの遠赤外線暖房機の状態を把握した業者による施工が望ましい。 当該業者は、当施設の遠赤外線暖房機の設置・保守点検業者であり、現状に即した整備内容を安価に修繕が可能のため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和元年度 明和入ヶ谷南工業団地造成事業 土壌汚染状況調査業務委託	自 R2.1.31 ～ 至 R2.3.31	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15-3	2,970,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業の造成スケジュールを考慮し、年度内で業務完了の必要があるため。 (明和町土地開発公社規程第2条第2項第2号オ)			
令和元年度 明和東部工業団地造成事業 地下水試掘業務委託	自 R2.1.24 ～ 至 R2.5.15	(株)小林鑿泉工業所	栃木県小山市寒川1715	35,200,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		企業への分譲スケジュールを考慮し、早期の業務実施が必要となるため。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号オ)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和元年度 明和東部工業団地造成事業 斗合田稲荷塚古墳発掘調査支援業務委託	自 R1.12.27 ～ 至 R2.3.31	藤村クレスト(株)	館林市近藤町178	5,126,880	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業のスケジュールを考慮すると、速やかな業務を遂行の必要があるため。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和元年度 明和東部工業団地 地質調査業務委託	自 R2.2.3 ～ 至 R2.3.23	(株)アイ・ディー・エー	高崎市倉賀野町4221-13	2,618,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業の造成スケジュールを考慮すると、早急に業務を実施する必要があるため。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和元年度 明和東部工業団地造成事業 周辺道路概略設計業務委託	自 R1.12.23 ～ 至 R2.3.20	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15-3	1,430,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		国への補助金申請資料作成するため、早急に業務実施の必要があるから。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和元年度 明和矢島地区造成事業 町道3-405号線修正設計業務委託	自 R1.12.20 ～ 至 R2.3.16	三陽技術コンサルタンツ(株)	前橋市天川大島町三丁目8-3	3,300,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		既に発注済みの道路工事の完了時期を考慮すると、早急に業務実施する必要があるため。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和元年度 明和矢島地区造成事業 地質調査解析業務委託	自 R1.9.10 ～ 至 R1.9.30	技研コンサル(株)	前橋市下小出町一丁目15-3	1,404,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業の造成スケジュールを考慮すると、早急に業務を実施する必要があるため。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			